

- **生活資金**…技能習得期間中や母子家庭となつて7年未満の家庭などの生活に必要な資金
- **住宅資金**…住宅の建設、増築、改築、購入、補修などをするために必要な資金
- **転宅資金**…住居の移転に際し、必要な資金(敷金・前家賃など)

- **技能習得資金**…事業を開始または就職するために必要な知識・技術などを習得するために必要な資金
- **就職支度資金**…就職に直接必要な洋服、履物などを購入するために必要な資金
- **修学資金**…お子さんが高校・大学などに修学するために必要な資金
- **就学支度資金**…お子さんの入学に必要な資金
- **修業資金**…お子さんが事業の開始または就職するために必要な知識・技術などを習得するための資金



CLOSE UP  
**福祉**

**母子父子寡婦福祉資金  
貸付制度のお知らせ**

高知県では、ひとり親家庭の皆さまの自立や児童の健やかな育成を支援するため、無利子または低利子で各種資金の貸し付けを行っています。

- **結婚資金**…お子さんが結婚するために必要な資金
  - **医療介護資金**…医療保険や介護サービスの自己負担分に必要な資金
  - **事業開始資金**…事業を開始するために必要な資金
  - **事業継続資金**…現在継続中の事業に必要な資金
- **まずはご相談ください**  
申請書が提出されてから振込みまで約1〜2カ月かかります。時間に余裕を持って県または市へご相談ください。無理のない償還計画をたて、有効に活用しましょう。

● 問い合わせ先  
○ 市福祉事務所  
☎ 57-8509

○ 高知県地域福祉部児童家庭課  
〒780-8570  
高知市丸ノ内1-2-20  
☎ 088-823-9654

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP  
**保険**

**新しい被保険者証と  
保険料の納付期限について**

国保被保険者証と後期高齢者医療保険料の納付についてのお知らせです。不明な点は、市民保険課までお問い合わせください。

- **平成29年度国保被保険者証は3月下旬に郵送します**  
ピンク色の封筒で、世帯主宛に世帯全員分の被保険者証を郵送します。封筒の中で重なっている場合がありますので、十分にご確認ください。一般は緑色、退職は青色、資格証明証はオレンジ色です。※保険証は台紙からはがしてお使いください。  
※届いたら、必ず内容をご確認のうえ、大切に保管してください。  
※有効期限が過ぎた古い被保険者証はハサミで切るなどしてご自身で破棄してください。
- ▼ **国保のしおりを同封しています**  
国保のしおりには、国保の給付についてや高額療養費制度、特定健診などの国保制度についての情報が分かりやすく記載されていますので、ぜひ、「し」一読ください。
- **平成28年度後期高齢者医療保険料の納付はお済みですか?**  
平成28年度の後期高齢者医療保険料の納付は、平成28年8月1日の第1期納期限から始まり、平成29年2月28日に第8期の納期限を迎えました。  
年金からの天引きでない方や口座振替にされていない方は、まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。  
平成29年3月19日を過ぎても第8期の納付がない場合は、督促状が發送され、納付時に督促手数料が200円加算徴収されますのでお気をつけください。



問 市民保険課 ☎ 57-8506

お忘れなく!!



**しっかり届け出、きちんと納税。**

「原動機付自転車・軽自動車等の届け出」と「税」のご案内

■ 税務収納課 ☎ 57-8504

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は、毎年4月1日現在、所有している方に課税されます。4月2日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金(1年間分)がかかりますのでご注意ください。



! **こんな時には届け出を!**

- ☑ 転入や転出等で駐車場が変わった
- ☑ 人へ譲渡したり、人から譲り受けた
- ☑ 車両に全く乗らない
- ☑ 車両やナンバープレートを路上等で紛失、または盗難にあった(警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをしてください。なお、警察署の受理番号が必要です)

※他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、印鑑(納税義務者と届出者)とナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量が分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートがない場合は受け付けできませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください  
※届け出先は車種によって異なります(右表)

▼ 軽自動車等の登録・廃車・変更届け出の受付施設

車種	原動機付自転車(125cc以下)、農耕作業車など	軽自動車(四輪等)、軽二輪車(126cc~250cc)	二輪の小型自動車(251cc以上)
受付施設	市役所税務収納課 ☎ 57-8504 夜須支所 ☎ 55-3141 香我美支所 ☎ 55-2111 赤岡支所 ☎ 55-3111 吉川支所 ☎ 55-3121	軽自動車検査協会 高知事務所 高知市長浜3106-3 ☎ 050-3816-3125	高知運輸支局 高知市大津乙1879-1 ☎ 050-5540-2077
必要なもの	印鑑、必要事項(メーカー名、車台番号、排気量)の分かるもの、ナンバープレート(廃車時・名義変更時)、旧所有者の譲渡証明書(個人譲渡時)	住民票(発行後3カ月以内)、印鑑(手続き内容にご確認ください)、自賠責保険証書、車検証または軽自動車届出済書、ナンバープレート ※手続き内容により必要書類が異なります。また、上記以外にも必要な書類がありますので、詳しくは受付施設にお問い合わせください	

**グリーン化特例が継続されます**  
新車への「軽課」と古い車への「重課」

- **軽課(税の優遇)**…平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得(新規登録車両に限る)した3輪以上の軽自動車で、適用要件を満たした車が対象。
- **重課(税の上乗せ)**…平成16年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の軽自動車を対象。  
※新車新規登録の年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください  
※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外



税額表は、「平成29年度軽自動車税納税通知書」に同封します。

納付書は5月上旬にお送りします。

24h **コンビニで支払うことができます!**

軽自動車税は、お近くのコンビニエンスストアで支払うことができます。土日や夜間等でも支払えますので、ぜひ活用してください。

※納期限を過ぎたものはコンビニで支払えません

